別紙様式第１号

研　修　計　画

令和　　年　　月　　日

　　　長野県知事　様

　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名： 　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　[申請者]　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　年　　　月　　　日：　　　歳）

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記１第６の１の（１）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第７の３の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するため研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（連帯保証人の署名及び押印を添えて＊５）誓約します。

１　農業を始めようと思った理由

|  |
| --- |
|  |

２　就農時に係る計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 就農希望地 |  | 就農予定時期 | | 年　　　月 | |
| 就農形態 | □新たに農業経営を開始  □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始  □親の農業経営を継承  　　 □全体、□一部  □雇用就農  □親元就農  □親の経営の全体を継承、□法人の（共同）経営  経営継承（法人の場合は経営者となる）予定時期　　　年　　月 | | | | |
| 経営面積＊1  飼養頭羽数 | a・頭・羽（合計） | | 農業所得目標＊1 | | 万円/年 |
| 経営内容＊1 | 作目： 　　　　 a  作目： 　　　 a  （その他：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |

３　将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）＊２

|  |
| --- |
|  |

４　計画を達成するための研修 ＊３

1. 研修内容等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 |  | | 所 在 地 | |  |
| 専　攻　・  営 農 部 門 | |  | | 研修期間 | 年　 月　 日　～　 年 　月 　日 |
|  | | | | | |

1. 交付期間（準備型）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |

　５　その他

|  |  |
| --- | --- |
| 常勤の雇用契約の締結 | □　締結している  □　締結していない |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | □　給付されている  □　給付されていない |
| 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入 | □　加入している  □　加入していない |
| 世帯全体の所得＊４ | 万円 |

　６連帯保証人＊５（連帯保証人氏名は自署すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所  氏名　　　　　　　　（申請者との続柄：　　）  連絡先 | 印 |
| 住所  氏名　　　　　　　　（申請者との続柄：　　）  連絡先 | 印 |

添付書類

別添１：研修実施計画（里親事業で研修を受ける場合は添付し、教育機関等で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。）

別添２：履歴書

別添３：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添４：農業研修に関する確認書（新規就農里親支援事業実施者のみ。）

別添５：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）

別添６：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

別添７：連帯保証人の印鑑証明

＊１　就農５年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）。

＊２ 実施要項別記１第５の１の（１）のイ（エ）の場合は、ａ及びｂについて記載する。

＊３　研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

＊４ 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及

　　　　 び父母が該当。

　　　　　「所得」とは、地方税法第299条第１項第13号に定める「合計所得金額」。

＊５ 連帯保証人は同一世帯以外の主たる生計維持者を記載する。また、研修計画の変更

　　　で連帯保証人に変更がない場合は記入不要。

別添１

研 修 実 施 計 画

１．研修内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 　月 | 研修時間 | 内　　　　　　容 |
| 年　　月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 研修時間合計 |  |  |

２．習得する技術

・

　・

　・

　・

|  |
| --- |
| 上記の研修内容で研修を実施します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 　　年 　　月 　　日    （研修先名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  （住所）  （電話番号） |

別添４

農業研修に関する確認書（例）

　新規就農里親支援事業実施農業者Ａ（以下、甲という）と研修生Ｂ（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第１条（研修期間）

　研修期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

第２条（研修生の責務）

　乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密、または甲と取引する顧客情報等（個人情報含む。）について、他に漏洩してはならない。

（２）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（３）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。

（４）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。

（５）上の（１）から（４）に違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第３条（研修受入先の責務）

（１）甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後５年以内に農業経営を継承する又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。

（２）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第４条（損害賠償）

（１）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（２）乙は、研修における不慮の事故について、第２条（３）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第５条（費用の負担）

（１）研修に要する経費（○○○）は、甲が負担する。

（２）研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

　　第○条（研修謝金）

　　　乙は甲に月額○万円を支払う。

第６条(その他)

　この確認書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

　本確認書締結の証として、本書２通作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ各１通を保有する。

　　令和○年○月○日　　　　　　　甲

(住　所）

(研修先）

(氏　名）　　　　　　　　　　　　　印

乙

(住　所）

(氏　名）　　　　　　　　　　　　　印

別添５

確　約　書

令和　　年　　月　　日

　長野県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　[申請者]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名： 　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　年　　　月　　　日：　　　歳）

　私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

　なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

１　就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。

２　就農後５年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）こと。

（親元就農先）

|  |  |
| --- | --- |
| 経営主の氏名  （法人化している場合は法人名も） |  |
| 経営主の住所  （法人化している場合は所在地も） |  |

（当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期）

|  |
| --- |
| 年　　　月 |

　※氏名は自署すること